

こども家庭センターの設置について

1. こども家庭センターとは

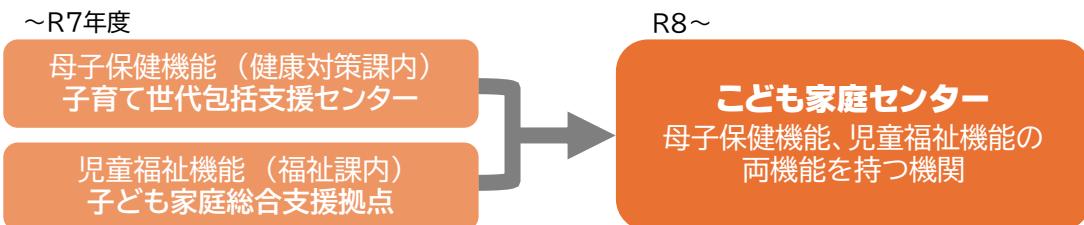
すべてのこどもや妊産婦、子育て家庭を対象に、町の母子保健機能と児童福祉機能が一体的な相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的とした機関です。

母子保健機能…主に妊産婦及び乳幼児への支援に関する業務を行う
児童福祉機能…主に要支援・要保護児童・家庭への支援に関する業務を行う

2. こども家庭センターの成り立ち

核家族化の進行や地域社会の変化により、子育てに困難を抱える家庭が増えており、担当課ごとの対応では支援がいき届かない状況が全国的に起こっていました。この現状を受けて、令和4年に児童福祉法が改正され、各市町村は、母子保健機能と児童福祉機能の両機能を含む「こども家庭センター」の設置に努めることになりました。

本町では、現在、母子保健機能は健康対策課内に設置している「子育て世代包括支援センター」が、児童福祉機能は福祉課内に設置している「子ども家庭総合支援拠点」が担っています。上記の国の法改正を受けて、本町でも令和8年度から「こども家庭センター」を設置します。(設置場所は検討中)



3. センターの設置時期

令和8年4月1日

4. こども家庭センターが主に行うこと

(1)妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない相談支援対応

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・母子健康手帳の交付 | ・出産や子育て、親子関係の相談 |
| ・赤ちゃん訪問等での面談 | ・虐待通告・相談 |

(2)妊産婦・こどもへの各種健診の実施

(3)サポートプランの作成

(4)各種事業・サービス等の紹介、利用支援 等

- | | |
|------------------|------------|
| ・産後ケア事業 | ・子育て短期支援事業 |
| ・ファミリー・サポート・センター | ・各種助成・給付事業 |
| ・養育支援訪問事業 | ・各種保育サービス |
| ・子育て世帯訪問支援事業 | |

(5)支援関係機関との調整・連携・会議

など